



成迫社会保険労務士法人  
 松本事務所 TEL 0263-33-2223  
 長野事務所 TEL 026-291-4152

株式会社 経理代行  
 松本事務所 TEL 0263-38-7300  
 長野事務所 TEL 026-291-4160

## 扶養の範囲を確認しましょう！

パート従業員の中には扶養の範囲内での働き方を希望される方がいらっしゃいます。給与の調整のために、12月に全く働けないという方もいらっしゃいます。では実際「扶養の範囲」とはどういうものか、ご理解されていますでしょうか？今一度確認してみましょう。

一般的に“扶養の範囲内の”扶養とは「社会保険上の扶養」と「所得税などの税金上の扶養」があります。

### 「社会保険上の扶養」

#### 【年収 130 万円未満】

年収 130 万円未満の場合、配偶者等が加入する健康保険の被扶養者になることができ、**健康保険料を自ら支払う必要がありません**。また厚生年金に加入する配偶者に扶養される人は、国民年金の第3号被保険者になり、**自らの保険料は納付不要**になります。

### 「所得税などの税金上の扶養」

#### 【平成 29 年までは年収 103 万円以下】

所得税法上の控除対象配偶者がいる場合には、税金面で優遇されます。所得控除額 38 万円の対象となるために、要件の一つとして配偶者の年間給与収入があります。平成 29 年までは給与収入 103 万円以下ですが、**平成 30 年からは 150 万円以下に改正**されます。

そのため、これまで年収 103 万円以内を希望して勤務していたパート従業員が 150 万円まで勤務を増やしたいと希望されることもあるかと思えます。しかし**社会保険上の扶養は 130 万円未満と変更はありません**。もし年収 130 万円以上となると、配偶者等の社会保険上の扶養から外れ、**パート従業員自身で健康保険・年金制度に加入**することになり、自己負担が非常に大きくなります。社会保険適用事業所の場合は、会社の負担も増えることとなります。

これから年末調整の時期を迎え、扶養の範囲内で勤務されているパート従業員に来年からの働き方について確認する必要が出てきます。扶養の範囲については、従業員希望でもあり、自ら年収を把握しなければなりません。しかし扶養の範囲を超えてしまった場合、最大 2 年遡って扶養を外されるケースもあり、金銭面に大きな影響がおきます。そのため会社に対しクレームをつける方もいらっしゃいます。そのような事態にならぬ様、十分な事前の確認をお勧めします。

小島 智

## 平成 30 年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書が変わります！

**平成 30 年から配偶者控除及び配偶者特別控除の改正**があり、扶養控除等申告書の**書き方が変わります**。下の図は給与収入のみの場合です。給与以外に収入がある場合は、その他の収入も含めて判断しますので、ご注意ください。

西部 弓乃

平成 30 年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

所轄税務局長等 税務署長 市区町村長	給与を支払者の名称（氏名） 給与を支払者の法人（個人）印 給与を支払者の所在地（住所）	あなたの生年月日 年 月 日	（フリガナ）	申告書作成の年 月 日	（印）
区分等 A 配偶者控除対象配偶者（注1） B 控除対象扶養親族（16歳以上）（注2） C 障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生 D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名	あなたの勤続年数	生年月日	申告書作成の年 月 日	申告書作成の年 月 日
	区分	配偶者 一般の障害者 特別障害者 同級特別障害者	本人 同一生計配偶者（注3）	扶養親族 配偶者 配偶者以外	障害者 寡婦 寡夫 勤労学生
	1				
	2				

H 2 9 配偶者の給与収入が 103 万円以下（所得金額 38 万円以下）の場合控除がとれました

↓

H 3 0 配偶者の給与収入が 150 万円以下（所得金額 85 万円以下） で、あなたの給与収入が 1,120 万円以下（所得金額 900 万円以下） であれば控除がとれます

**\* あなたの給与収入が 1,120 万円以上だと、控除がとれません**

配偶者が障害者に該当し、**給与収入 103 万円以下**なら控除がとれます